

雇児発0704第10号  
平成28年7月4日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
(公 印 省 略)

「保育環境改善等事業の実施について」の一部改正について

「保育環境改善事業の実施について」（平成27年4月13日付け雇児発0413第27号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部を別添のとおり改正し、平成28年4月1日より施行することとしたので、通知する。

「保育環境改善等事業の実施について」 新旧対照表（下線部：変更箇所）

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発 0413 第 27 号 平成 27 年 4 月 13 日 (一部改正) 雇児発 0704 第 10 号 平成 28 年 7 月 4 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 ( 公 印 省 略 )</p> <p style="text-align: center;">保育環境改善等事業の実施について</p> <p>標記については、今般、別紙のとおり「保育環境改善等事業実施要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成 20 年 6 月 9 日雇児発第 0609001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」は、平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止する。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発 0413 第 27 号 平成 27 年 4 月 13 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 ( 公 印 省 略 )</p> <p style="text-align: center;">保育環境改善等事業の実施について</p> <p>標記については、今般、別紙のとおり「保育環境改善等事業実施要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p> <p>については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成 20 年 6 月 9 日雇児発第 0609001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」は、平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止する。</p>

別紙

## 保育環境改善等事業実施要綱

### 1 事業の目的

駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用した保育所等の設置や障害児を受け入れるための改修等により、保育所等の設置促進及び保育環境の改善を図り、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は保育所等を経営する者とする。

### 3 事業の内容

#### (1) 基本改善事業

既存施設の改修等により、保育所等を新たに設置する事業で、次に掲げるものとする。

##### ① 保育所等設置促進事業

保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業

##### ② 病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業

「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日付け雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「病児保育事業実施要綱」の4(3)に基づく事業(以下「病児保育事業(体調不良児対応型)」という。)の実施に必要な改修等を行う事業

別紙

## 保育環境改善等事業実施要綱

### 1 事業の目的

駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用した保育所・保育所分園(以下「保育所等」という。)の設置や障害児を受け入れるための改修等により、保育所等の設置促進及び保育環境の改善を図り、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は保育所を経営する者とする。

### 3 事業の内容

#### (1) 基本改善事業

既存施設の改修等により、保育所等を新たに設置する事業で、次に掲げるものとする。

##### ① 保育所等設置促進事業

保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業

##### ② 病児保育事業(体調不良児対応型)設置促進事業

「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日付け雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「病児保育事業実施要綱」の4(3)に基づく事業(以下「病児保育事業(体調不良児対応型)」という。)の実施に必要な改修等を行う事業

(2) 環境改善事業

利用児童にとっての保育環境の改善を図るため、既存の保育所等の改修等を行う事業で次に掲げるものとする。

① 障害児受入促進事業

既存の保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業

② 分園推進事業

保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業

③ 病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業

病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業。

④ 緊急一時預かり推進事業

「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日付け文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時預かり事業実施要綱」に掲げる「緊急一時預かり」を実施するために必要な設備の整備等を行う事業。

4 対象事業の制限

(1) 次に掲げる事業については、対象としないものとする。

① 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業

② 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）

③ 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事

(2) 環境改善事業

利用児童にとっての保育環境の改善を図るため、既存の保育所等の改修等を行う事業で次に掲げるものとする。

① 障害児受入促進事業

既存の保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業

② 分園推進事業

保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業

③ 病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業

病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業。

4 対象事業の制限

(1) 次に掲げる事業については、対象としないものとする。

① 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業

② 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）

③ 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事

業。

④ 保育所等設置促進事業について、既存施設の改修を伴わず設備の整備（備品の購入等）のみを目的とする事業。

(2) 本事業の実施については、1施設につき1回限りとする。（ただし、障害児受入促進事業を除く。）

(3) 保育所等設置促進事業及び分園推進事業については、当該年度中、又は翌年度4月1日に開設する保育所等を対象とすること。

(4) 病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業及び病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業については、当該年度中、又は翌年度中に事業の実施を予定している保育所等を対象とすること。

(5) 障害児受入促進事業については、当該年度中、又は翌年度中に障害児の受入れを予定している保育所等を対象とすること。

(6) 保育所等設置促進事業により保育所等を設置する場合に限り、障害児受入促進事業と併せて実施することができるものとする。

(7) 緊急一時預かり推進事業については、当該年度中又は翌年度中に事業の実施を予定している場合を対象とすること。また、当分の間、『待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について』の対応方針について」（平成28年4月7日付け雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村に限り、本事業の対象とすること。

## 5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

業。

④ 保育所等設置促進事業について、既存施設の改修を伴わず設備の整備（備品の購入等）のみを目的とする事業。

(2) 本事業の実施については、1施設につき1回限りとする。（ただし、障害児受入促進事業を除く。）

(3) 保育所等設置促進事業及び分園推進事業については、当該年度中、又は翌年度4月1日に開設する保育所等を対象とすること。

(4) 病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業及び病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業については、当該年度中、又は翌年度中に事業の実施を予定している保育所等を対象とすること。

(5) 障害児受入促進事業については、当該年度中、又は翌年度中に障害児の受入れを予定している保育所等を対象とすること。

(6) 保育所等設置促進事業により保育所等を設置する場合に限り、障害児受入促進事業と併せて実施することができるものとする。

## 5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

(改正後全文)

雇児発 0413 第 27 号

平成 27 年 4 月 13 日

(一部改正) 雇児発 0407 第 10 号

平成 28 年 7 月 4 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
( 公 印 省 略 )

### 保育環境改善等事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「保育環境改善等事業実施要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 20 年 6 月 9 日雇児発第 0609001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」は、平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止する。

別紙

## 保育環境改善等事業実施要綱

### 1 事業の目的

駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用した保育所等の設置や障害児を受け入れるための改修等により、保育所等の設置促進及び保育環境の改善を図り、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は保育所等を経営する者とする。

### 3 事業の内容

#### (1) 基本改善事業

既存施設の改修等により、保育所等を新たに設置する事業で、次に掲げるものとする。

##### ① 保育所等設置促進事業

保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業

##### ② 病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業

「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日付け雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「病児保育事業実施要綱」の4（3）に基づく事業（以下「病児保育事業（体調不良児対応型）」という。）の実施に必要な改修等を行う事業

#### (2) 環境改善事業

利用児童にとっての保育環境の改善を図るため、既存の保育所等の改修等を行う事業で次に掲げるものとする。

##### ① 障害児受入促進事業

既存の保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業

② 分園推進事業

保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業

③ 病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業

病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業。

④ 緊急一時預かり推進事業

「一時預かり事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日付け文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時預かり事業実施要綱」に掲げる「緊急一時預かり」を実施するために必要な設備の整備等を行う事業。

#### 4 対象事業の制限

(1) 次に掲げる事業については、対象としないものとする。

- ① 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
- ② 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）
- ③ 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業。
- ④ 保育所等設置促進事業について、既存施設の改修を伴わず設備の整備（備品の購入等）のみを目的とする事業。

(2) 本事業の実施については、1施設につき1回限りとする。（ただし、障害児受入促進事業を除く。）

(3) 保育所等設置促進事業及び分園推進事業については、当該年度中、又は翌年度4月1日に開設する保育所等を対象とすること。

(4) 病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業及び病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業については、当該年度中、又は翌年度中に事業の実施を予定している保育所等を対象とすること。

(5) 障害児受入促進事業については、当該年度中、又は翌年度中に障害児の

受入れを予定している保育所等を対象とすること。

- (6) 保育所等設置促進事業により保育所等を設置する場合に限り、障害児受入促進事業と併せて実施することができるものとする。
- (7) 緊急一時預かり推進事業については、当該年度中又は翌年度中に事業の実施を予定している場合を対象とすること。また、当分の間、「『待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について』の対応方針について」（平成28年4月7日付け雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村に限り、本事業の対象とすること。

## 5 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。